

番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び那智勝浦町の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 那智勝浦町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書

面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし第4条第2項ただし書き及び第3項ただし書きの規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

機 関	事 務
町長	那智勝浦町子ども医療費支給条例(昭和48年条例第10号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例(平成27年条例第13号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第15号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町老人医療費支給条例(昭和48年条例第4号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
町長	那智勝浦町子ども医療費支給条例に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例によるひとり親の医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例による重度心身障害児者医療費の助成に関する情報(以

		下「重度心身障害児者医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例に関する事務であって規則で定めるもの	那智勝浦町子ども医療費支給条例による子どもの医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		那智勝浦町老人医療費支給条例による老人医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害児者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。)であって規則で定めるもの

		子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
町長	那智勝浦町老人医療費支給条例に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害児者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
町長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法第56条第1項に規

		定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報(以下「医療保険資格関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
町長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

町長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険資格関係情報であって規則で定めるもの
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの